

日本総研シンポジウム
税制抜本改革を考える
～法人実効税率引き下げを起点とする
歳出・歳入一体改革～

参考資料

2014年11月13日

(図表1) 国税・地方税・社会保険料の項目別歳入(2012年度)

(単位:兆円)

課税ベース	国	地方	社会保障基金
所得課税	26.1	17.2	
	[内訳]	[内訳]	
	個人所得税 14.0	個人住民税 11.7	
	復興特別所得税 0.1	個人事業税 0.2	
	法人税 9.8	法人住民税 3.0	
	地方法人特別税 1.7	法人事業税 2.4	
	復興特別法人税 0.6		
社会保険料			58.0
消費課税	18.3	6.7	
	[内訳]	[内訳]	
	消費税 10.4	地方消費税 2.6	
	個別消費課税等 8.0	個別消費課税等 4.2	
	揮発油税 2.9	自動車税 1.6	
	酒税 1.3	たばこ税 1.2	
	たばこ税(含む特別税) 1.2	軽油取引税 0.9	
その他 2.6	その他 0.5		
資産課税	2.6	10.5	
	[内訳]	[内訳]	
	相続税 1.5	固定資産税 8.6	
印紙収入 1.1	その他 1.9		
合計	47.0	34.5	58.0

(資料)財務省「平成24年度 租税及び印紙収入決算額調」、総務省「平成24年度 地方税に関する参考計数資料」、内閣府「平成24年度 国民経済計算」をもとに日本総合研究所作成

(注)社会保険料については、内閣府「国民経済計算」の数値を用いた。

(図表2) 法人課税の概要

	税目	課税ベース	税率	備考 (対象企業等)	
国税	法人税	所得割 (年800万円以下)	25.5% 19%(15%)	大企業 中小企業。()内の税率は租特の軽減税率。	
	地方法人税	法人税割	4.4%		
地方税	法人事業税 (地方法人特別税 含む)	外形標準課税法人 {	所得割	7.2%	大企業 (除く電気・ガス・保険)
			付加価値割	0.48%	
			資本割	0.2%	
	所得課税法人	所得割	9.6%	中小企業	
	収入金課税法人	収入割	1.3%	電気・ガス・保険	
	法人住民税	法人税割 (道府県+市町村) 均等割 (道府県) (市町村)	12.9% 2万~80万円 5万~300万円	税率は資本金等の額に応じる 税率は資本金等の額、従業員数に応じる	
	固定資産税	土地、建物、償却資産	1.4%		

(注1) 2014年10月時点。税率は標準税率。

(注2) 太字が法人実効税率の構成要素。

(図表3) 法人実効税率の算出方法

法人実効税率＝

$$\frac{[\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{法人住民税率}) + \text{法人事業税率}]}{\div (1 + \text{法人事業税率})}$$

標準税率の場合

34.6%

【計算】

$$[25.5\% \times (1 + 4.4\% + 12.9\%) + 7.2\%] \div (1 + 7.2\%)$$

東京都の場合

35.64%

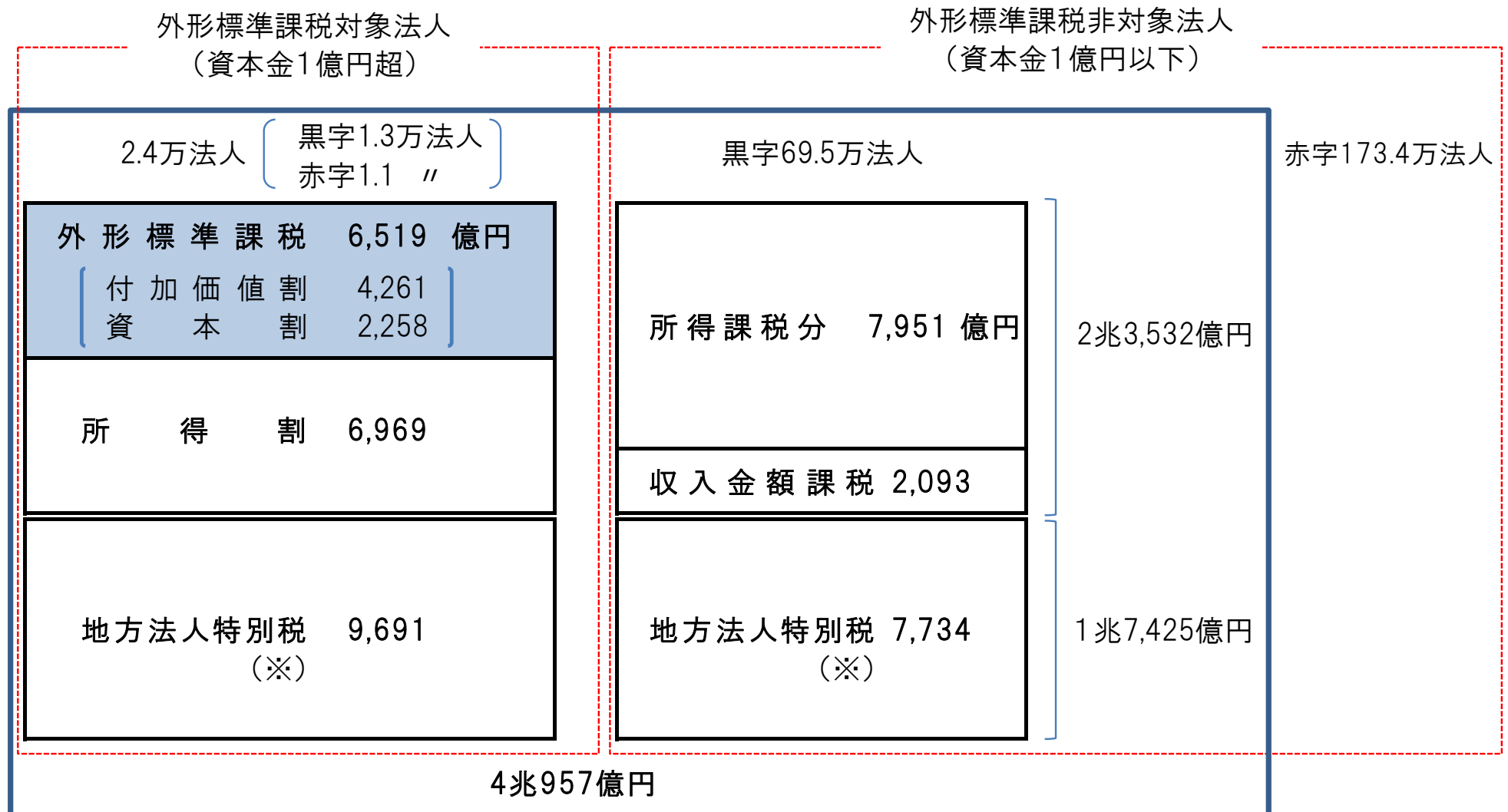
【計算】

$$[25.5\% \times (1 + 4.4\% + 16.3\%) + 7.56\%] \div (1 + 7.56\%)$$

(注1) 2014年10月時点。税率は大企業に適用される税率。東京都の太字部分は超過税率。

(注2) 法人実効税率は、所得にかかる税負担のみを計算したもの。分子第1項で、法人税率に地方法人税率、住民税率をかけているのは、これらの課税ベースが法人税額であることから、所得を課税ベースとした場合の率に換算するため。分母に法人事業税の所得割の税率が含まれるのは、法人事業税は法人税において損金算入され、税負担が軽減されることを勘案するため。

(図表4) 法人事業税の概要



(資料)総務省「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」より日本総合研究所作成

(※)2008年10月より法人事業税の一部を国税としていったん徴収したうえで人口および従業員数を基礎に配分。

(図表5) 法人事業税を改正した場合の税率、および、税負担の変化

〈ケース1〉 大企業の外形標準課税の割合を現行の約3割から5割にした場合
 (法人事業税収は3.4兆円で一定)

(兆円)

	課税ベース		現状<a>			変更後			変化<b-a>		
			税率 (%)	税負担		税率 (%)	税負担		税率 (%)	税負担	
	大企業 黒字 欠損	大企業 黒字 欠損		大企業 黒字 欠損	大企業 黒字 欠損		大企業 黒字 欠損				
所得割	21.0	-	7.2	1.53	-	5.16	1.08	-	▲ 2.04	▲ 0.45	-
付加価値割	61.8	22.6	0.48	0.30	0.11	0.86	0.53	0.19	0.38	0.23	0.08
資本割	49.7	56.8	0.2	0.10	0.12	0.34	0.17	0.19	0.14	0.06	0.07
合計	-	-	-	1.94	0.23	-	1.78	0.39	-	▲ 0.16	0.16

(資料)総務省「平成24年度 道府県税の課税状況等に関する調」、財務省「法人企業統計年報(平成24年度)」、国税庁「会社標本調査(平成24年度)」をもとに日本総合研究所試算

(注1)法人数は、大企業(資本金1億円超)について黒字が1.3万、欠損が1.1万。

(注2)税収には地方法人特別税も含み、電気・ガス・保険の収入金課税対象法人分は除く。税率は標準税率。

(注3)試算は、法人事業税の税収を変えずに、所得割、付加価値割、資本割の税収が3:2:1になるように税率を設定。その税率を課税ベースに乗じて税負担を算出。詳細については、立岡健二郎「外形標準課税の理想と現実(仮)」(近刊)を参照。

(図表6) 法人事業税を改正した場合の税率、および、税負担の変化

〈ケース2〉 全企業について所得課税をすべて外形標準課税に置き換えた場合
 (法人事業税収は3.4兆円で一定) (兆円)

	現状<a>					変更後					変化<b-a>				
	税率 (%)	税負担				税率 (%)	税負担				税率 (%)	税負担			
		大企業		中小			大企業		中小企業			大企業		中小企業	
黒字	欠損	黒字	欠損	黒字	欠損	黒字	欠損	黒字	欠損	黒字	欠損	黒字	欠損		
所得割	7.2 (9.6)	1.53	-	1.20	-	-	-	-	-	-	▲7.2 (▲9.6)	▲1.53	-	▲1.20	-
付加価値割	0.48	0.30	0.11	-	-	1.30	0.80	0.29	0.59	0.57	0.82	0.50	0.18	0.59	0.57
資本割	0.2	0.10	0.12	-	-	0.77	0.38	0.44	0.09	0.21	0.57	0.28	0.32	0.09	0.21
合計	-	1.94	0.23	1.20	-	-	1.19	0.73	0.67	0.78	-	▲0.75	0.50	▲0.53	0.78

(資料)総務省「平成24年度 道府県税の課税状況等に関する調」、財務省「法人企業統計年報(平成24年度)」、国税庁「会社標本調査(平成24年度)」を
 もとに日本総合研究所試算

(注1)法人数は、大企業(資本金1億円超)について黒字が1.3万、欠損が1.1万、中小企業(資本金1億円以下)について黒字が69.5万、欠損が173.4万。

(注2)税収には地方法人特別税も含み、電気・ガス・保険の収入金課税対象法人分(0.3兆円)は除く。税率は標準税率。()内は中小企業の税率。

(注3)試算は、法人事業税の税収を変えずに、所得割、付加価値割、資本割の税収が3:2:1になるように税率を設定。その税率を課税ベースに乗じて
 税負担を算出。詳細については、立岡健二郎「外形標準課税の理想と現実(仮)」(近刊)を参照。

(図表7) 法人税関連租特による減収額(試算)

項目		減収額(億円)		
		国	地方	
安倍政権下で 創設・拡充されたもの	設備投資減税(生産性向上設備等を取得した場合)	2,990	-	2,990
	所得拡大促進税制	2,110	-	2,110
	設備投資減税(国内の設備投資額を増加させた場合)	1,050	-	1,050
	研究開発税制(上乘せ型)	266	3	269
中小企業支援	中小企業等の貸倒引当金の特例	1,107	578	1,684
	中小企業者等の法人税率の特例	999	173	1,172
	中小企業投資促進税制	582	304	886
	(上段:特別償却、下段:税額控除)	132	23	154
	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	618	323	940
研究開発減税	研究開発税制(総額型)	3,685	39	3,725
その他 (特定業種等支援など)	特定目的会社に係る課税の特例	678	354	1,032
	投資法人に係る課税の特例	500	261	761
	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	345	162	507
	使用済燃料再処理準備金	340	154	494
	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	303	152	455
	環境関連投資促進税制	296	148	443
	(上段:特別償却、下段:税額控除)	6	1	7
減収総額(単純合計)		1.88兆円	0.37兆円	2.26兆円
実際の減収総額		1.56兆円	0.22兆円	1.78兆円

(資料) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、政府税制調査会資料(2014年4月14日)、
 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」をもとに日本総合研究所試算。

(注1) 実際の減収額とは、減収額から特別償却や圧縮記帳、貸倒引当金などの課税繰延措置等による減収額を除いた額。青色部分が実際の減収額に含めた数値。
 試算方法の詳細は、立岡健二郎(2014)「租税特別措置の実態と分析」(<http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrreview/pdf/7303.pdf>)を参照。

(注2) 安倍政権下で創設・拡充された租特の減収額は、研究開発税制(上乘せ型)を除き、財務省による試算値。国税部分のみ、かつ、特別償却による減収額も含む。

(図表8)消費税込の配分(国・地方)

配分先		消費税込の試算(配分)		
		5%時	8%時	10%時
国	消費税(国税)のうち 交付税を除いた分	7.3兆円 (3%分)	12.6兆円 (4.9%分)	16.2兆円 (6.28%分)
	消費税(国税)のうち 交付税分	3.0兆円 (1.18%分)	3.6兆円 (1.4%分)	3.9兆円 (1.52%分)
地方	地方消費税分	2.6兆円 (1.0%分)	4.4兆円 (1.7%分)	5.7兆円 (2.2%分)

(資料)財務省資料をもとに日本総合研究所作成

(注1)上段が消費税込、下段が税率の配分。

(注2)消費税込は、2012年度における1%当たりの税収が変化しないと仮定して試算。

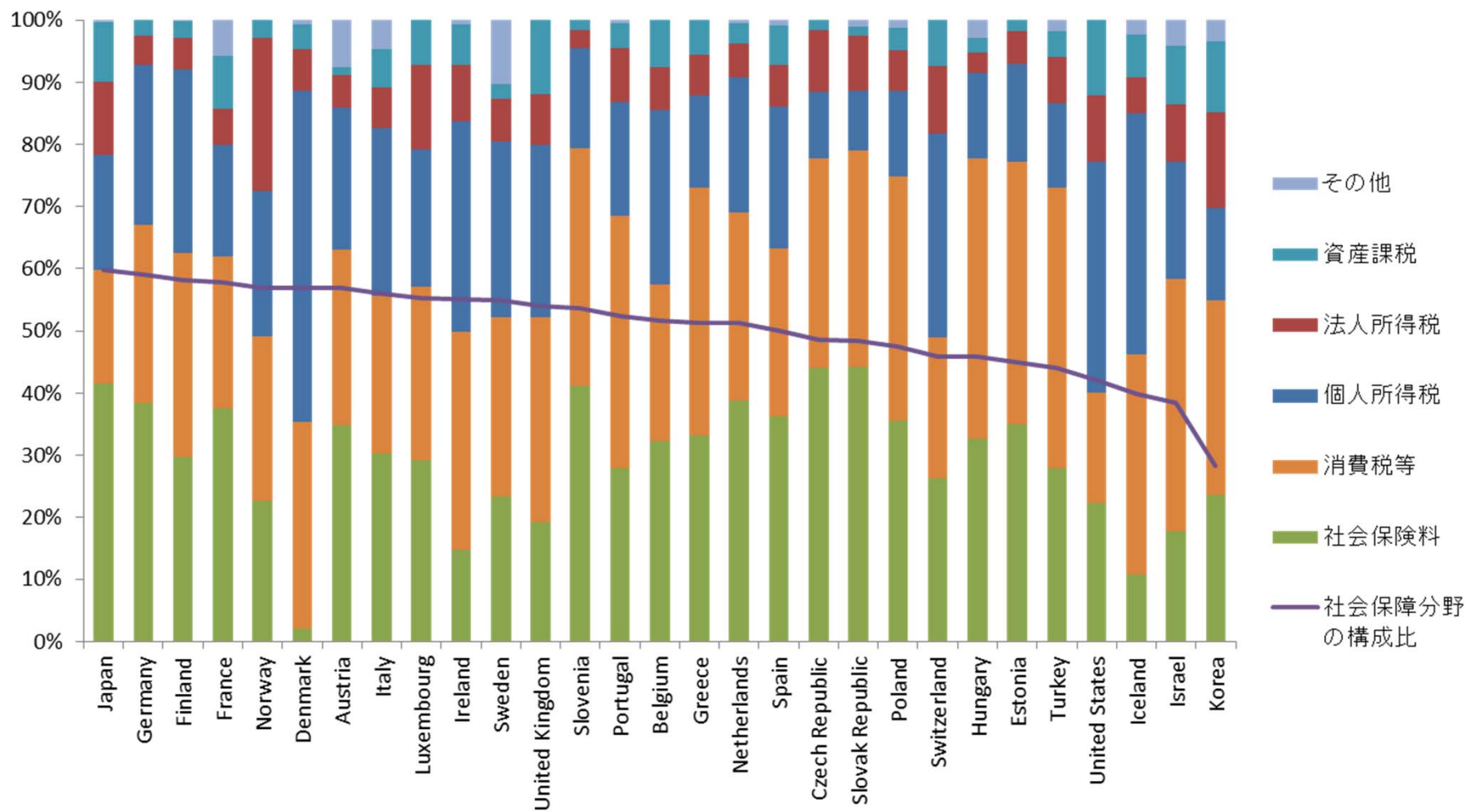
(図表9)内閣府試算の主要計数

【経済再生ケース】		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
基礎的財政収支	兆円	▲ 29.7	▲ 25.4	▲ 16.1	▲ 12.7	▲ 11.9	▲ 11.8	▲ 11.5	▲ 11.0
名目GDP	兆円	481.5	497.5	511.6	530.2	548.1	567.0	587.6	609.0
	成長率	%	1.9	3.3	2.8	3.6	3.4	3.5	3.6
GDPデフレーター上昇率	%	▲ 0.4	2.1	1.4	1.8	1.4	1.3	1.3	1.3

【参考ケース】		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
基礎的財政収支	兆円	▲ 29.7	▲ 25.4	▲ 16.1	▲ 13.9	▲ 14.4	▲ 15.5	▲ 16.0	▲ 16.2
名目GDP	兆円	481.5	497.5	511.6	522.2	530.5	539.5	549.1	559.3
	成長率	%	1.9	3.3	2.8	2.1	1.6	1.7	1.8
GDPデフレーター上昇率	%	▲ 0.4	2.1	1.4	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5

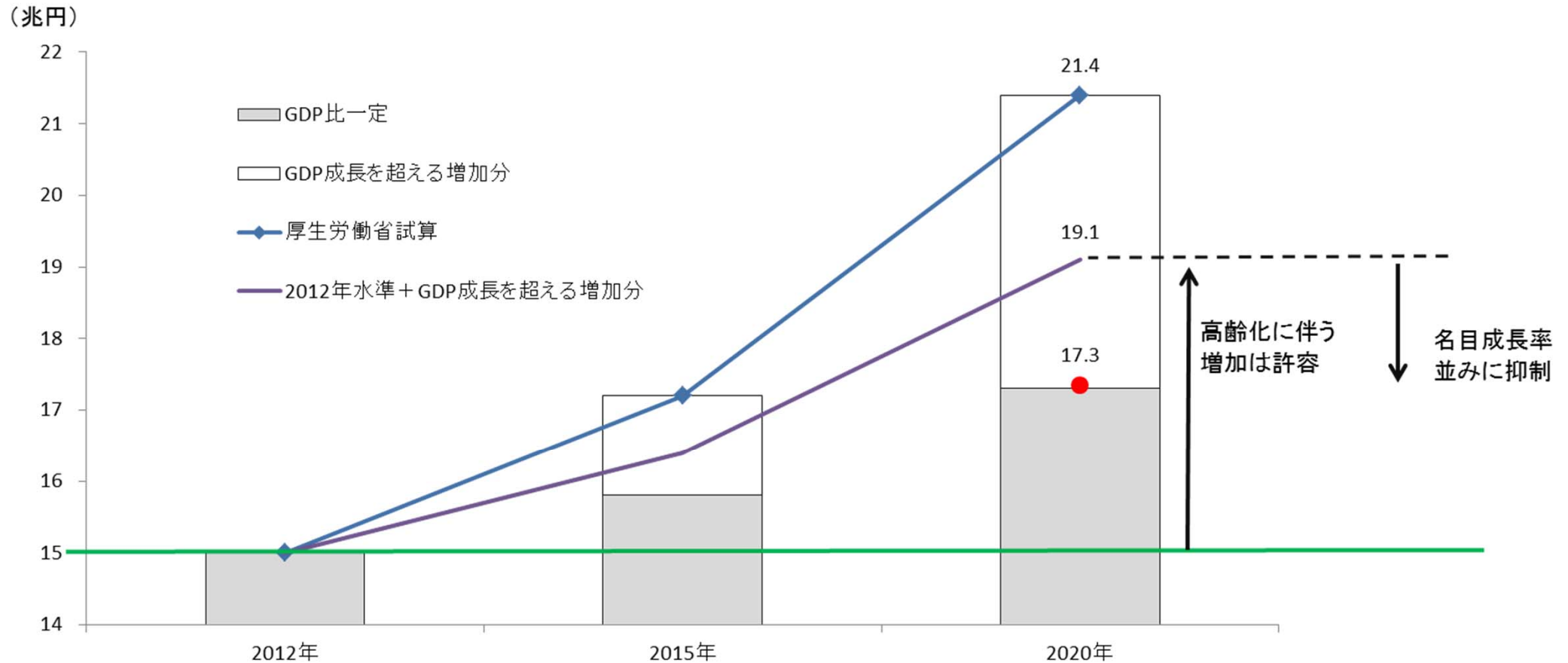
(資料)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」

(図表10) 各国の国民負担構造と歳出に占める社会保障分野の構成比



(資料)OECD” Revenue Statistics “,” National Accounts “

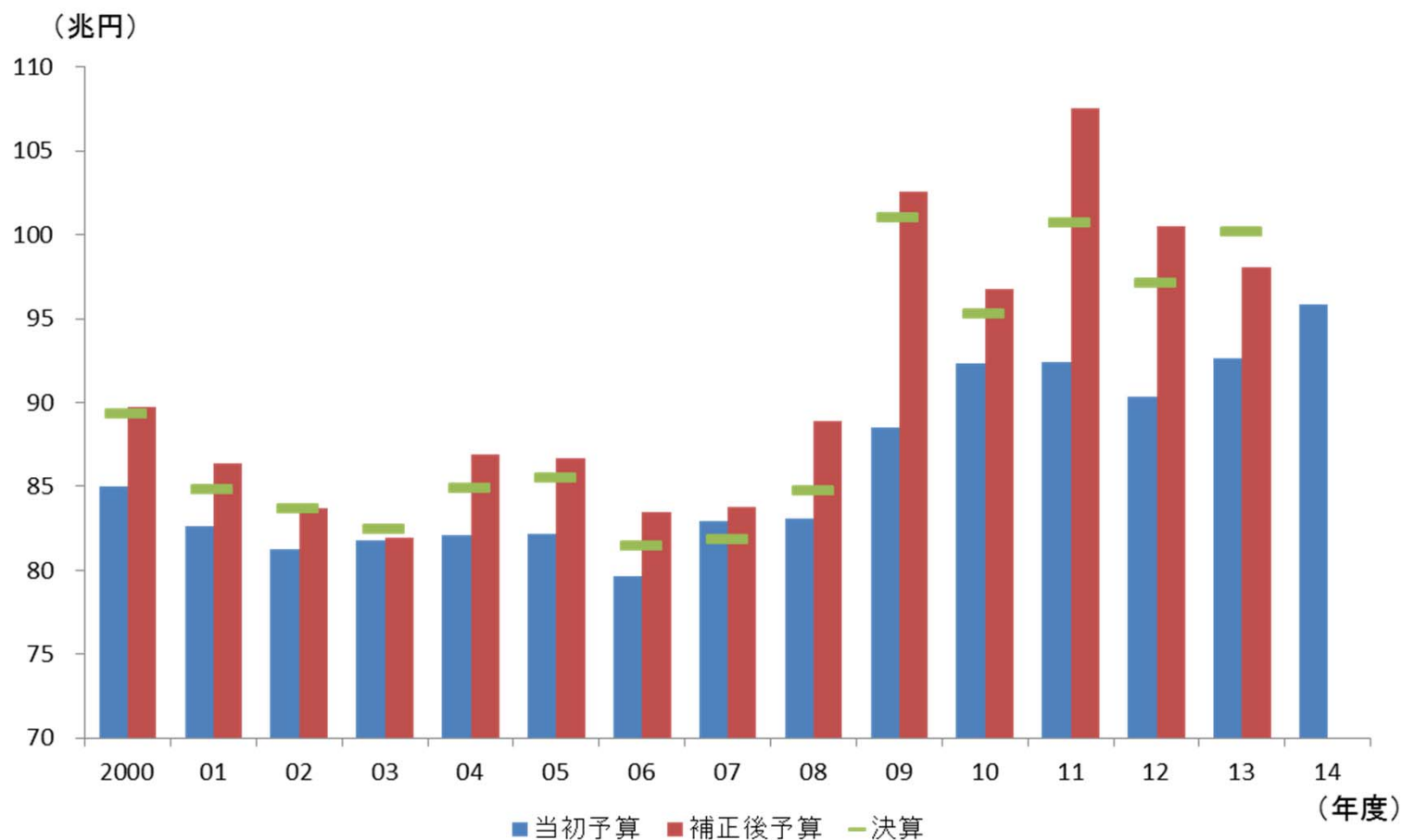
(図表11)医療費公費負担額の抑制のイメージ



(備考)内閣府試算「参考ケース」の名目成長率で試算。本図では、GDP成長を超える増加分を高齢化に伴う患者数の増加分と整理し、「2012年水準 + GDP成長を超える増加分」を「高齢化に伴う増加は許容」するケースとした。

(資料)日本総合研究所作成

(図表12) 国の一般会計の当初予算と補正後予算、決算の推移



(資料)財務省「財政統計」